

# こ れ か ら の 農 山 村

## ー第三次国土形成計画からー

国土形成計画法に基づき、令和5年7月28日に国土形成計画（全国計画）の変更の閣議決定がなされた。

この計画は、「時代の重大な岐路に立つ国土」として、人口減少等の加速による地方の危機や、巨大災害リスクの切迫、気候危機、国際情勢を始めとした直面する課題に対する危機感を共有し、こうした難局を乗り越えるため、総合的かつ長期的な国土づくりの方向性を定めている。

この計画では、目指す国土の姿として「新時代に地域力をつなぐ国土」を掲げ、その実現に向けた国土構造の基本構想として「シームレスな拠点連結型国土」の構築を図ることとしている。

こらからの農山村に特に関係する箇所を紹介する。

### 第1部 新たな国土の将来ビジョン

#### 第2章 目指す国土の姿

##### 第1節 国土づくりの目標

###### 1. 新時代に地域力をつなぐ国土 ～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～

未曾有の人口減少、少子高齢化の加速、巨大災害リスクの切迫、気候危機の深刻化や生物多様性の損失など、国土、地域の持続性を脅かす危機が深刻化する中、我が国は時代の重大な岐路に立っている。特に、地方においては、若者世代を中心に人口の減少・流出が続き、地域の暮らしを支える様々な生活サービス提供機能の低下・衰退、地域産業の弱体化、中山間地域等の過疎化や都市中心部の空洞化、美しい自然環境や景観を誇る国土の荒廃等の地域構造の変容等も相まって、地方衰退への悪循環に拍車がかかるおそれがあり、地方の危機ともいえる深刻な状況となっている。こうした危機・難局に直面する地方を重視し、新たな時代への刷新にチャレンジする地域を支える国土を目指す。こうした観点から、人口減少下においても国土全体にわたって人々が生き生きと安心して暮らし続けることができるよう、地域の諸課題を克服するため、地域の資源を総動員して、地域の力を結集するとともに、各地方の地域力を国土全体でつなぎ合わせ、また、未来へとつなげる持続可能な国土を目指す。地域力は、地域が直面する諸課題を克服する力、いわば守りの力とともに、地域の魅力を高め、人々を惹きつける力、いわば攻めの力を合わせた、地域の総力であり底力である。地域力を高め、その力を最大限に発揮するためには、地域に暮らし、関わる、住民を始めとする様々な主体の地域に対する誇りと愛着を原動力として、多様な主体が主体的・内発的に地域づくりに関わり、そして複合的・重層的につながり合う、参加と連携が不可欠である。その上で、地域固有の美しい自然環境や景観、風土、歴史や文化・伝統、地域の暮らしや経済を支える生活サービスや産業、国土基盤、多面的な生態系サービスなど、地域が持てる有形・無形の資源を総動員して、効果的にマネジメントすることが必要となる。地方の

危機を乗り越え、魅力を磨き上げる地域力を高めるためには、地域が直面する諸課題に対して従来の縦割りの分野ごとの地方公共団体での対応だけでは限界があり、地域マネジメントのパラダイムシフトが不可欠である。地域のボトムアップから新時代を切り拓くため、「共」の視点から、主体・事業・地域間の連携により、デジタル活用を含め、日本列島全体であまねく、地域の自立的・内発的で持続的な発展に向けた新たな発想からの地域マネジメントを構築していく必要がある。国土全体にわたって新時代を拓く地域力を結集し、未来へとつなぐ、「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成を通じて、地方に活力を取り戻し、安全・安心で、個性豊かな地域を全国に広げ、未来を担う若者世代を含めて人々を惹きつける地方の魅力を高めて、地方への人の流れを創出・拡大することにより、地方の人口減少・流出の流れを変え、国土の多様性（ダイバーシティ）、包摂性（インクルージョン）、持続性（サステナビリティ）、強靱性（レジリエンス）の向上につなげ、未来に希望を持てる国土へと刷新する。国土全体にわたる各地方の地域力の結集なくして、日本の未来はない。

## 第2節 国土構造の基本構想

### 1. シームレスな拠点連結型国土

「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向け、国土全体にわたる人口や諸機能の配置のあり方等に関する国土構造の基本構想として、東京一極集中の是正を図り、国土全体にわたって、広域レベルでは人口や諸機能が分散的に配置される国土構造を目指す。その上で、人口減少下において地域の持続性を高めるためには、広域レベルの高次の都市機能から、生活に身近な地域のコミュニティ機能まで、重層的な生活・経済圏域の形成を通じて、持続可能な形で機能や役割が発揮されることが求められる。このため、高次の機能から日常生活の機能まで、各地域の生活・経済圏の階層ごとに、可能な限り諸機能を多様な地域の拠点に集約し、各地域の補完・連携関係を強化し、結びつけていく必要がある。

加えて、新時代を切り拓く国土づくりに向けては、国土空間において、デジタルとリアル融合により、暮らしや経済活動の実態に即して、行政界を越えて、サービスや活動が継ぎ目なく展開されるシームレスな国土づくりが求められる。そのためには、社会経済における各種のDXを一層加速することで、従来は場所や時間の制約で実現できなかったサービスや活動について、条件が厳しい地域も含めて、国土全体にわたってその恩恵を享受できるよう、デジタルを徹底的に活用して場所や時間の制約を克服した国土構造へと転換していくことが不可欠である。

こうした観点から、多様な地域の拠点への諸機能の集約化を図りつつ、周辺との水平的、階層間の垂直的、デジタルを活用した場所や時間の制約を克服する多面的なネットワーク化により、人と人、人と地域、地域と地域が、質の高い交通やデジタルのネットワークで様々な制約を乗り越えてシームレスにつながり合う拠点連結型国土の形成を通じて、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現につなげる。

すなわち、全国各地で多様な地域の拠点の機能性を高め、これらを核とした重層的な生活・経済圏域の自立的・内発的な発展を図るとともに、こうした地域がシームレスにつながり合うことにより、国土全体にわたって、人々の多様な暮らし方・働き方の選択

肢が広がり、個人や社会全体の Well-being の向上、国土全体の持続的な発展につなげていく必要がある。

本計画におけるこれからの国土構造の基本構想として、前計画が掲げた「対流促進」や「コンパクト＋ネットワーク」を更に深化・発展させ、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を目指す。

こうした国土構造の基本構想に即して国土づくりを進めることにより、国土の多様性（ダイバーシティ）、包摂性（インクルージョン）、持続性（サステナビリティ）、強靱性（レジリエンス）の向上を図る。

## 2. 国土づくりの基本的方向性

### (1) デジタルとリアル融合による活力ある国土づくり

#### ～地域への誇りと愛着に根差した地域価値の向上～

様々な危機に直面する地方の持続性を確保するため、地域の資源を総動員し、地域の力を結集して、地域の活力を高めていく必要がある。その際、これからの国土づくりにおいては、社会経済においてデジタル化の進展により各種のDXが加速している状況を踏まえ、地域における様々なサービスや活動分野において、デジタル活用を通じて効率性・生産性の向上につなげる必要がある。

加えて、地域空間におけるデジタル活用の意義として、従来は場所や時間の制約で実現できなかったサービスや活動が、デジタルを活用することで、そうした制約を克服して国土全体にわたって様々なサービスや活動の恩恵が享受できることが挙げられる。

こうしたデジタル活用の特性を国土づくりに活かし、デジタルを手段として徹底活用して、リアルな地域空間の質的な向上を図る観点から、いわば「デジタルとリアル融合」による活力ある国土づくりを目指し、場所と時間の制約を越え、多様な暮らし方や働き方を自由に選択できる地域社会の形成を通じて、個人と社会全体の Well-being の向上を図る。

デジタル活用は、地域経営の仕組みそのものにも大きな変化を及ぼす。デジタルの発想では、官民の様々なデータを活用するデータ連携基盤をベースとして、データやそれを解析するツールをレイヤー化(階層化)して捉えた上で、それらを柔軟に組み合わせることで、生活者・利用者が必要とするサービスに対し、分野ごと、主体ごとに課題を処理・解決することが必然的に求められる。その結果、デジタル活用によってリアルな空間とバーチャルの空間を組み合わせることによって、分野や主体の垣根を越えて課題解決のツールが一定程度共有化されるとともに、複合的な課題を効率的・効果的に解決することが可能となる。こうしたデジタル活用の効果を最大限発揮するためには、分野横断・官民連携を前提とした地域経営の仕組みに転換していく必要がある。

もとより、リアルな地域空間における課題がデジタル活用のみで解決できるものではなく、地方の持続性を確保するためには、地域の資源を総動員し、地域の力を結集して取り組む必要がある。その基本となるのは、地域への誇りと愛着に基づく当事者意識に根差した、地域の多様な主体による地域づくりへの参加と連携である。住民を始めとする地域を支える人材が主役となって、その主体的・内発的な地域づくりを通じて、地域価値が掘り起こされ、更に向上していくエコシステムをボトムアップから構築することにより、持続可能で活力ある国土づくりを目指す。その際には、地方公共団体も含めて、

地域が一体となって地域力を発揮できるよう、地域の実情も踏まえつつ、引き続き地方分権改革や規制改革に取り組むことも重要である。

(ローカルの視点 ～地方創生×デジタル～)

こうした考え方の下、地方が直面する人口減少・流出の加速と利便性の低下の悪循環を断ち切り、地域の活力を高めるため、従来の地方創生の一層の取組強化を図ることはもとより、デジタルを徹底活用した官民連携による地域課題解決により、地方に都市の利便性を、都市に地方の豊かさを実現し、人々が生き生きと安心して住み続けられる地域づくりを進めることで、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を実現する「デジタル田園都市国家構想」を体現する。

このため、デジタルとリアルとの融合により、例えば、地方公共団体の窓口のDX化により「書かないワンストップ窓口」の普及を図るなど、生活者・利用者の地域生活での身近な困りごとをデジタル化により解消することから、自動運転やドローン、自動配送ロボットによる物流を始めとする先端技術サービスの実装まで、生活サービスの利便性を向上する取組を加速化する必要がある。これを支える、光ファイバ、5G等のデジタルインフラ、データ連携基盤の整備を進める。

加えて、デジタル技術をリアルの地域空間の中で実装するための基盤整備が不可欠であり、こうした観点から、自動運転やドローン、自動配送ロボットによる物流等の実用化に不可欠なセンサー、乗換え・積替え拠点等のデジタルライフラインの整備を総合的・計画的に進めるため、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、「デジタルライフライン全国総合整備計画」を2023年度内に策定し、その効果的な実施を進める。また、「未来社会の実験場」となる2025年大阪・関西万博（以下「大阪・関西万博」という。）を一つのマイルストーンとして、カーボンニュートラルやデジタル技術、次世代モビリティなど、我が国の革新的技術を新時代に示していく。

デジタルでは代替できない機能やサービスの維持に向けても、リアルの地域空間において、デジタルの活用を図りつつ、コンパクト+ネットワークの取組として、地域空間の機能集約によるコンパクト化と地域公共交通の再構築の有機的連携を一層推し進め、人口減少下においても持続可能な地域づくりを目指す。

こうした取組を含め、地方への人の流れを創出・拡大し、地方の人口減少・流出の流れを変え、国土全体において地域の活力を高めるため、人と人、人と地域、地域間のネットワークを強化し、交流と連携の拡大を通じて、多様性に富む包摂社会に向けた多様な主体の参加と連携により地域を共に創る取組を広げる。このため、地域間の交流と連携を支える国土基盤の高質化を図るとともに、我が国全体の少子化の流れを変えることにもつながる地域におけるこども・子育て政策の強化や女性活躍の推進、関係人口の拡大・深化を含め、地域を支える人材の確保・育成を図る。

さらに、地域の活力を向上していくには、地域内の経済循環をより高め、地域産業の効率性・生産性・持続性の向上を図るなど、地域産業の稼ぐ力を向上していく必要がある。若者、女性、高齢者、障害者、外国人等の多様な人材が働きがいを持って地域産業を支える多様な就労環境の整備を図る。

### **(3) 世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな国土づくり**

(多様な恵みを享受する森づくり)

我が国の国土の約7割を占める森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能を有しており、都市の経済活動を支えるとともに国民生活に様々な恩恵をもたらしている。特に、森林の約4割を占める人工林については、その過半が50年生を超えて成熟し、利用期を迎えている。この多様で健全な森林を社会全体で支え、森の恵みを持続的に受け続けるという観点から、森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用を一層推進する。

このため、森林・林業関係者による森林の適切な整備・保全を加速するとともに、森林空間を活かした教育や企業による森林づくり活動など、国民参加の森づくりを進める。また、森林整備に関する山間部と都市部の間での広域連携を進めるとともに、「都市（まち）の木造化」（第2の森林づくり）等を通じた国産材等の利用拡大を推進し、さらに、レーザ測量や衛星画像等による森林資源情報を整備し、その共有と高度利用を図ることで、森林の効率的な整備・保全や国産材の安定供給につなげていく。加えて、「花粉症対策の全体像30」に基づき、10年後には花粉発生源のスギ人工林を約2割減少させることを目指し、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林へ転換していく。

基幹産業である林業・木材産業のみならず、森林空間を総合的に活用する森林サービス産業等の新たな産業を育成するとともに、新たなライフスタイルを求める人々に対し、山村地域の魅力を発信することなどを通じて関係人口の拡大・深化を図る。

#### 4. 持続可能な生活圏の再構築

##### (1) 生活に身近な地域コミュニティの再生

中山間地域等では人口減少や少子高齢化等により、都市部では若者世代、ひとり暮らし世帯、居住年数が浅い世帯の混在等により、自治会・町内会等の従来の地域コミュニティが弱体化している。

いずれの地域においても、地域内外の様々な人々が集まり交流することができる拠点を形成するとともに、地域課題解決等の地域活動を活性化させるなど、地域での居場所の確保、コミュニケーションの拡大により、地域力の基礎であり、生きがいや Well-being の向上につながる生活に身近な地域コミュニティの再生を図る必要がある。

##### (小さな拠点を核とした集落生活圏の形成)

中山間地域等において、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入の確保等の核となる小さな拠点の形成を図るとともに、小さな拠点における地域運営組織の形成や、集落のネットワーク化を推進するなどにより、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する。

小さな拠点を核とした集落生活圏において、複数集落を対象に農用地の保全管理や地域資源の活用、生活支援を集約的に担う農村型地域運営組織（農村 RMO）が、「小さな拠点」の持つ機能を効率的・効果的に利用することも期待される。

#### 5. 東京一極集中の是正

##### (東京一極集中の是正に向けた方向性)

##### ① 地方への人の流れの創出・拡大、新たな地方・田園回帰の定着

地方における企業立地促進のための人材育成を含めた環境整備を推進しつつ、東京に

集中する企業の本社機能の地方移転等を促進するとともに、地域経済を牽引し、地方における良質な雇用の受け皿となることが期待される中堅・中小企業の成長を促進する。また、地方創生テレワークや副業・兼業による転職なき移住など、場所に縛られない暮らし方・働き方による地方への人の流れの創出・拡大を図る。

これらの取組によって、地方において、若者世代、特に女性が働きたいと思えるような、稼げる仕事、やりたいと思える仕事の創出を図る。加えて、若者世代を始めとした地方移住や二地域居住等のニーズの高まりを踏まえ、こうしたニーズに応じた積極的な採用を行う企業の採用活動を支援するとともに、若者世代や女性に開かれた魅力的な地域づくりを推進する。

さらに、地方と東京の企業等との間での、デジタル人材等の地域を支える人材の還流等の関係性の強化を図る。

これらを通じて、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において設定された、2027年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる目標の実現を図る。

### **第3章 国土の刷新に向けた重点テーマ**

#### **第1節 デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成**

人口減少の荒波が、これまでの小規模都市から地方の中心的な都市へと拡大し、地域の暮らしを支える中心的な生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがある。こうした状況に対し、従来の縦割りの分野ごとの地方公共団体での対応だけでは限界がある。人口減少、少子高齢化が加速する地方において、若者世代を始めとした人々の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方の選択肢を広げ、地方の人口減少・流出の流れを変えて、人々が生き生きと安心して暮らし続けていける地域づくりが求められる。こうした観点から、地域の文化的・自然的一体性を踏まえつつ、生活・経済の実態に即し、市町村界にとらわれず、官民のパートナーシップにより、デジタルを徹底活用しながら、地域公共交通や買い物、医療・福祉・介護、教育等の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏を形成し、地域課題の解決を図るとともに、地域固有の自然や風土・景観、文化等を含めた地域資源を活かし、人々を惹きつけるゆとりある豊かで美しい地域の魅力向上を図り、地方への人の流れの創出・拡大につなげる。

#### **第3節 グリーン国土の創造**

我が国の国土は、面積の約7割を森林が占め、また、四方を海に囲まれ、南北に細長い日本列島の上に世界にも誇る多様で美しい自然が育まれており、その豊かな生態系サービスの恩恵を受けて、暮らしや経済活動が支えられている。

しかしながら、人為的な活動に起因して、気候変動の影響の深刻化や生物多様性の損失の危機が顕在化するなど、自然環境と国土の上で営まれる諸活動の関係が問われる中、多彩で恵み豊かな自然環境を将来世代に引き継ぐことは今を生きる世代の責務である。

このため、多様で恵み豊かな自然環境からなる国土の美しさに磨きをかけ、自然資本を保全、拡大するとともに、その持続的な活用が図られるよう、人と自然の良好な関係が再構築され、自然の恵みを継続的に享受できる「グリーン国土」の創造を図る。

その基本的な方向性として、我が国の国土と社会経済活動の基盤となる自然資本の保全・拡大と持続可能な活用を図る観点から、ネイチャーポジティブの実現に向けた30by30による健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの形成、カーボンニュートラルの実現を図る地域づくり、グリーンインフラ等による自然の力を活かした地域課題解決や観光等の地域活性化、地域循環共生圏の視点も踏まえた地域内の資源循環の向上や企業活動における自然資本の持続的な利活用や生物多様性の保全との関連づけの強化等の取組を、分野横断・官民連携により推進する。その際には、「G7 広島首脳コミュニケ」において、持続可能で包摂的な経済成長及び発展を確保し、経済の強靱性を高めつつ、経済・社会システムをネット・ゼロで、循環型で、気候変動に強靱で、汚染のない、ネイチャーポジティブな経済へ転換すること、及び2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させることを統合的に実現することにコミットするとされたことを踏まえ、緩和策、適応策、生態系保全に関わる地域づくりに統合的に取り組む必要がある。

## 2. カーボンニュートラルの実現を図る地域づくり

(森林資源の循環利用の確立)

森林は、水源の涵養、国土の保全、快適な環境の形成、保健・レクリエーション、文化の維持及び継承、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、そして木材等の生産といった多面にわたる機能の適切な発揮を通じて、国民生活及び国民経済を支えている。

森林が有する多面的機能を最大限に発揮し、特に森林が都市部のCO2排出をいわばカーボンオフセットとすることでカーボンニュートラルの実現等に貢献していくためには、森林資源の循環利用を構築することが重要である。このため、「都市（まち）の木造化28」による木材の利用拡大、木質バイオマスのエネルギー利用、化石資源由来プラスチック等の代替に資する木質系新素材等のマテリアル利用を推進するとともに、間伐やエリートツリー等による再造林等の森林整備を推進する。

また、花粉症対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林への転換を図るため、スギ人工林等の伐採・利用、花粉の少ない苗木への植替えや花粉の発生を抑える技術の実用化等を推進する。

## 4. 自然資本の持続可能な活用による地域活性化等

エコツーリズム、グリーンツーリズムなど、世界に誇る自然資本や地域文化を活かした観光地域づくりを推進する。

国立公園・国民公園の魅力向上、国際競争力の高いスノーリゾートの形成、アドベンチャーツーリズムの推進、農泊の推進など、地域の自然資本や文化を活用し、観光立国の復活に向けた取組を推進する。

地球環境に配慮した旅行を推進するとともに、自然や文化等の地域の観光資源の保全と観光とが両立し、住民にも配慮した観光地域づくりを推進する。

地域生活圏の形成や地域循環共生圏の取組とも連携し、地域に根差した優れた自然・文化等を活かした地域価値の向上を図るグリーンコミュニティづくり、多様な主体の参加と連携を促進する。

## 第4節 人口減少下の国土利用・管理

未曾有の人口減少や少子高齢化の加速等を背景に、国土の管理水準の悪化や非効率な土地利用の増大が従来以上に懸念されるようになってきている。例えば、所有者不明土地等の低未利用土地や空き家、荒廃農地、手入れが不十分な森林等の問題がより一層深刻化している。

国土の管理水準の悪化は、国土の保全、水源涵養、生物多様性の確保等の国土が有する様々な機能の低下を招き、地域の暮らしや経済活動等に大きな影響を与え、地域の持続性を脅かしかねない深刻な課題である。

2020年には土地基本法が改正され、土地の有効活用や地域の良好な環境の確保等の観点から、土地の適正な利用・取引だけでなく、適正な管理の確保を図ることの重要性が位置付けられた。

こうしたことにかんがみ、人口減少下における持続可能な国土利用・管理のあり方を構築し、地域や国土全体の荒廃を防ぐ取組を進めることが急務である。加えて、安全・安心な暮らしや美しい自然環境・景観の保全を将来にわたって実現するため、人口減少による開発圧力の低下を好機と捉えた安全・安心な地域づくりや自然資本の保全・拡大も含め、自然災害の激甚化・頻発化や、自然環境との共生といった課題への対応が必要不可欠である。これらの課題に対し、共通する対策として、DXの推進や多様な主体の参加にも重点を置く必要がある。

このため、これらの対策については、国土形成計画と一体的に策定する国土利用計画（全国計画）の実行等も含め、関係府省間の連携、地方公共団体等との緊密な連携により取り組む。

### 1. 持続可能な国土と地域の形成に資する最適利用・管理

#### (3) 荒廃農地の発生防止・解消

農村においては、農業集落の小規模化・高齢化が進んでおり、集落活動の停滞や生活環境の悪化を招くとともに、農地の管理にも影響を及ぼすおそれがある。荒廃農地の面積は 28.2 万 ha（2020年）、このうち再生利用可能なものが 9 万 ha（32%）、再生利用困難なものが 19.2 万 ha（68%）となっている。

食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮を図っていくためには、その効果が適切に発揮されるよう、集落機能の維持を図りつつ、国内農業の基盤である農地を確保していく必要がある。

荒廃農地の発生防止・解消に向け、地域・集落における今後の農地利用に係る話合いの促進、鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、農地・農業水利施設の整備等の対策を効果的・効率的に推進する。

#### (4) 手入れが不十分な森林の発生防止・解消

我が国の森林の保有構造は、保有山林面積 10ha未満の林家数が約9割を占めるなど、小規模、零細となっている。また、森林所有者の世代交代や不在村化等から、所有者の特定が困難な森林も存在する。

意欲ある者が複数の所有者の森林をとりまとめ、経営管理を一括して実施する集積・集約化を推進するため、森林経営計画の作成を促進するとともに、市町村における林地台帳制度や森林経営管理制度に係る取組を促進する。



## 第2部 分野別施策の基本的方向

### 第1章 地域の整備に関する基本的な施策

#### 第3節 美しく暮らしやすい農山漁村の形成

農山漁村は、国民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、多様な住民が生活する場でもあり、さらには、国土の保全、水源の涵養、美しく安らぎを与える景観の形成、生物多様性の保全、文化の伝承等の多面的機能を発揮してきた場である。人口減少、少子高齢化が加速する中、農山漁村の持続的な振興を図るためには、地方・田園回帰による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しているなど、農山漁村の持つ価値や魅力が国内外で再評価されていることなども踏まえ、住民に加えて関係人口も含めた幅広い主体の参加の下で、農山漁村の振興に関する施策を推進していく必要がある。このため、農山漁村の振興に当たっては、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保、農山漁村に人が住み続けるための条件整備、持続可能な土地利用の推進、農山漁村を支える新たな動きや活力の創出、新たな産業の導入について、デジタル技術を活用しつつ推進することで、各施策が連携して好循環を生み出し、心豊かに暮らすことのできる持続可能な地域社会の実現を目指す。

##### 1. 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

農山漁村における所得向上や雇用機会の創出を図るため、地域の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営や、6次産業化、農泊、ジビエ利活用、農福連携等の農山漁村の活用可能な地域資源を他分野と組み合わせることなどにより新しい事業や付加価値を創出する「農山漁村発イノベーション」の取組を推進する。また、地域資源を活用したバイオマス発電、小水力発電、太陽光発電等の再エネの導入を促進する。

##### 2. 中山間地域等を始めとする農山漁村に人が住み続けるための条件整備

農村において、集落機能の維持・強化や集約化を図り、人の流れの受け皿となる機能等を果していくため、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援など地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を支援する。また、地域資源とデジタル技術を活用しつつ、社会課題解決・地域活性化を図る「デジ活」中山間地域の取組を推進する。さらに、多面的機能の適切な発揮のための地域共同活動への支援、情報通信環境等の整備、鳥獣被害対策、農業水利施設等の国土強靱化対策を進める。

##### 3. 持続可能な土地利用の推進

地域ぐるみの話合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害対策、粗放的な土地利用等の農用地保全のための多様な取組を総合的に支援することと併せ、粗放的な土地利用等を行う場合に、農林漁業団体等が地方公共団体に活性化計画の作成を提案できる仕組みや、事業実施に必要な手続を迅速化する仕組みのほか、地方公共団体による土地の詳細な用途（有機農業、放牧等）の指定を可能とする仕組みを活用し、持続可能な土地利用の推進を図る。

#### 4. 農山漁村を支える新たな動きや活力の創出

持続可能な農山漁村を創造するためには、都市住民も含め、地域の支えとなる人材の裾野を拡大していくことが必要であり、そのためには、体験農園、農泊等の様々なきっかけを通じて、農山漁村への関心を一層喚起しつつ、継続的に農山漁村に関わることができる機会を提供していく。あわせて、地域活性化等に取り組んでいる優良事例を選定し全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図る。

#### 5. 農山漁村と都市の共生・対流

豊かな地域資源を活用して、農林水産業を軸に観光、教育、医療・福祉・介護等の多様な分野と連携して取り組むことにより、交流人口の増加を図るとともに、地方・田園回帰等の動きも踏まえ、農山漁村と都市の相互貢献による共生を目指す。具体的には、農山漁村の関係人口である「農的關係人口」の創出・拡大や関係の深化に向けて、農山漁村に興味がある多様な人材が関わることができる仕組みを構築する取組を推進するとともに、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行としての農泊の取組を推進する。また、高齢者や障害者等の多様な人々が農林水産業に従事することを促進し、社会参加や生きがいの創出を図る農福連携の取組を推進する。

### 第7節 地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応

#### 3. 山村地域

山村は、林野面積比率が高く、交通及び経済的条件等に恵まれないため、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない状況にあり、人口減少、高齢化の進行等により、荒廃農地、必要な施策が行われない森林等の問題が顕在化している。また、その地形条件等から土砂災害等の対策の必要性が高い地域である。一方で、山村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っており、これらの多面的機能が十分かつ適切に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図るとともに、産業の振興、住民の福祉の向上、地域間の交流の促進等により山村における定住の促進を図ることを旨として、その効果が適切に発揮されるよう、山村の振興を推進する必要がある。このような観点から、交通・通信施設、農林業の生産基盤、国土保全施設、教育・文化施設等の産業基盤及び生活環境の整備とともに、農林水産物の加工業、販売業等の導入、山村の振興に寄与する人材の確保・育成等を図る。また、山村は、森林を支える基盤であり、これに由来する地域固有の文化の発信源でもあることを踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮のため、森林や林業に関わる人々が山村に定住し、林業生産活動、見回り等の管理活動を行うことが重要である。このため、地域内での経済循環を生み出すべく、森林資源を活用して、林業・木材産業を成長・発展させる。その際、規模拡大や生産性向上の取組だけでなく、中小地場の製材工場等の活性化や未利用材の熟利用等を進める。また、農林複合的な所得確保の機会を創出するため、自家労働による木材生産等の取組を促進する。林業・木材産業以外の所得確保の方策としてきのこ、木炭、薪、竹、漆等の特用林産物、広葉樹、ジビエ等の地域資源の発掘と付加価値向上

等を図る。加えて、健康・観光・教育など様々な分野で森林空間を活用する森林サービス産業や、農泊との連携等を推進し、地域外の力を活かしつつ地域の内発力を高める。

## 第2章 産業に関する基本的な施策

### 第5節 食料等の安定供給と農林水産業の成長産業化

世界的な人口増加等による食料需要の増大、気候変動による生産減少等に加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響など、我が国の食料等の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々なリスクが顕在化しつつある。また、森林についても、世界的な森林の減少や劣化の進行、一刻の猶予も許さない気候変動への対応、さらには2021年を中心に発生した木材価格高騰・入手難等により顕在化した輸入材リスクなど、様々な情勢変化に対応することが求められている。このような状況の下、国民に対する食料等の安定供給の確保のためには、食品の安全確保、食育等の取組、農業・食品産業の成長産業化の促進と農業の持続的発展に向けた取組や、国産木材の安定的かつ持続可能な供給体制の構築に向けた取組、水産資源の適切な管理と水産業の構造改革に向けた取組により、国産農林水産物の消費拡大及び生産拡大を図ることが重要である。また、不測の事態に備え、様々なリスクに対する総合的な食料安全保障の確立を図る必要もある。さらに、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることも踏まえ、森林を適正に管理するとともに、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させていくことで、社会経済生活の向上とグリーン成長の実現を図っていくことが重要である。

#### 1. 食料の安定供給と食料安全保障の確立

食料の安定供給については、安定的な輸入と適切な備蓄を図りつつ、国内の農業生産等の増大を図る。また、凶作、輸入の途絶等の不測の事態が生じた場合にも、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保する。

(食料の安定供給の確保)

食料の安定供給を確保するため、担い手の育成・確保や農地の大区画化、集積・集約化、水田の畑地化・汎用化、スマート農業の導入、国産飼料の生産・利用拡大による飼料自給率の向上など、国内農業の生産基盤強化を図るとともに、今後も拡大が見込まれる加工・業務用需要や海外需要に対応した生産を進めていく。このような生産面での取組に加え、国産農産物の消費拡大につなげていくため、食と農とのつながりの深化に着目した国民運動の展開や食育、地産地消等の消費面の取組も進めていく。これらの取組を通じて食料自給率の向上を図る。

(食料供給に係るリスクの分析・評価と対応)

我が国の食料等の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々なリスクに対応するため、平素からこれらのリスクの影響等について分析・評価を行い、影響を軽減するための対応策を検討、実施する。不測の事態の発生時には、備蓄の活用、代替輸入の確保、緊急増産等の対策を講じる。また、家畜伝染病や植物病害虫の発生予防・まん延防止対策に取り組む。さらに、世界の食料安全保障への貢献を図る観点から、我が国からの海外農業投資を促進する。

一方、国民の食の安全に対する関心が高まる中、食品の安全を確保するため、国際的

な枠組み（リスクアナリシス）によるリスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションを行う。また、食品に対する消費者の信頼を確保するため、食品表示情報の充実、適切な表示等の取組を推進する。

（食品アクセスの確保）

国民一人一人の食品アクセスの確保を図るため、産地から消費地までの幹線物流について、トラックドライバーの人手不足の深刻化を踏まえ、農林水産物・食品の取扱いが敬遠されることのないよう、パレット化、検品作業の省力化、トラック予約システムの導入等を促進するとともに、鉄道や船舶等へのモーダルシフトを促進する。

また、消費地内での地域内物流、特に中山間地域等でのラストワンマイル物流について、地方公共団体や民間事業者等と協力して、食品アクセスの確保を促進する。

さらに、関係府省間の連携により、生産者・食品事業者からフードバンク、こども食堂等への多様な食料の提供を促進する。

## 2. 農業・食品産業の成長産業化の促進と農業の持続的な発展

農業・食品産業の成長産業化の促進と農業の持続的な発展に当たっては、グローバルマーケットの戦略的な開拓等の「需要のフロンティアの拡大」、生産、加工及び流通を通じた新たな価値の創造による需要の開拓等の「生産から消費までのバリューチェーンの構築」、農業の担い手の育成・確保、経営所得安定対策等の「生産現場の強化」の取組を実施する。これにより、農業所得及び農村地域の関連所得の増大を図る。

（グローバルマーケットの戦略的な開拓）

人口減少や高齢化に伴い国内の食市場が縮小していく一方で、世界の食市場は拡大しているため、農林水産物・食品を輸出していくことが我が国の農林水産業及び食品産業の持続的な発展のためにより重要となってきた。また、輸出は国内の生産基盤の維持・拡大につながるものであり、食料安全保障の確保においても重要な役割を果たす。

このため、2030年に輸出額を5兆円とする目標の達成に向けて、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律及び農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、農業者等に裨益する効果等を検証しつつ、輸出先国・地域による輸入規制への対応や輸出に取り組む事業者の利便性の向上など、輸出の円滑化への対応を進めていくとともに、大ロット輸出産地形成の支援、輸出促進に取り組む品目別の団体の活動強化、輸出事業者を海外で支援する体制の整備、海外における知的財産の保護等の取組を推進する。

（生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創造による需要の開拓）

農業者が食品産業事業者、他の農業者等とも積極的に連携しつつ、主体的に取り組む6次産業化等を促進し、農産物、食品等の生産・加工・流通過程において価値をつなぎ、高めていくバリューチェーンの構築や、各段階におけるイノベーションを通じた新たな価値の創造を促進する。

また、食品産業については、AI・ロボット等による生産性向上や流通のデジタル化、農林水産業との連携強化等の取組を推進する。

（コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等の推進）

高齢化や労働力不足が進む中で、コスト削減や高付加価値化を図るため、生産段階においては、担い手の一層の規模拡大、省力化や低コスト化、ICTやロボット技術を活用し

たスマート農業の実現等の取組や、次世代施設園芸の取組拡大を推進する。また、流通段階においては、農産物の鮮度保持技術や食品の付加価値を高める加工技術の開発等を推進する。

さらに、畜産業の持続的発展や高品質化のため、ロボットや AI等の先端技術の普及・定着、生産関連情報等のデータに基づく家畜改良や飼養管理技術の高度化等を推進する。  
(農業の担い手の育成・確保と経営所得安定対策の推進)

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた生産・供給が可能な農業構造を確立するため、担い手の育成・確保を進める。

その際、経営規模や家族・法人など経営形態の別にかかわらず、経営発展の段階や、中山間地域等の地理的条件、生産品目の特性等に応じ、経営改善を目指す農業者を幅広く担い手として育成・支援するほか、農業内外からの人材確保・育成、経営基盤の継承、農業経営の法人化等を推進する。

また、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農に向けた研修、経営開始、雇用就農の促進のための資金の交付、経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、地域におけるサポート体制の充実を支援するなど、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく。加えて、企業の農業参入を促進し、農業界と産業界の連携による地域農業の発展を図る。さらに、農業経営や地域農業に関する方針策定への女性参画を推進するため、地域をリードする女性農業者の育成や女性が働きやすい環境整備を進める。

担い手に対する経営所得安定対策については、国民への熱量供給を図る上で特に重要な農産物を生産する担い手を対象として、諸外国との生産条件の格差から生じる不利がある畑作物を生産する農業者に対する格差是正の措置及び収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する必要がある農産物を生産する農業者に対する影響緩和の措置を安定的に実施する。

(需要構造等の変化に対応した農産物の生産・供給体制の改革)

高齢化、世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等が進む中で、加工・業務用需要の増加等需要構造等の大きな変化に対応した農産物の生産・供給体制の改革が必要である。このため、米については、需要に応じた生産を推進し、畑地化を強力に推進しつつ、輸入に依存している麦・大豆や、米粉用米等の作物の産地形成を推進する。また、園芸作物等の供給力の強化を図るため、野菜については、加工・業務用野菜の栽培に取り組む園芸産地の強化等による実需者ニーズに対応した生産を推進し、果樹については、産地戦略に基づく優良品目・品種の導入の加速化、加工原料の安定的な生産供給体制の構築、担い手、労働力の確保等による生産供給体制の強化等を進める。需要拡大が見込まれる有機農産物については、有機JAS認証の取得等を推進するとともに、生産拡大を推進する。薬用作物については、実需者主導の産地づくりの取組を推進するとともに、品質規格を満たす栽培技術の確立等を推進する。

(農業の成長産業化に資する農業生産基盤の整備・保全)

農地や農業用水は、農業生産の基礎的な資源であり、担い手への農地集積・集約化、生産コストの削減、産地収益力の向上及びスマート農業の実装に資する農地の大区画化や情報通信環境の整備、水田の畑地化・汎用化、畑地や樹園地の高機能化等を推進する。

また、農業水利施設の老朽化等が進行する中、ドローン、ロボット等も活用して施設の管理水準の向上を図り、施設の点検、機能診断、適期の補修、更新等を行うことにより、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図るとともに、施設の集約・再編、柔軟かつ効率的な水管理を可能とする ICT 活用、省エネ化・再エネ利用を推進する。あわせて、ほ場周りの水路等の保全管理の省力化のため開水路の管路化、畦畔拡幅、法面被覆等を推進するとともに、担い手の負担軽減のため水路等保全管理といった地域の共同活動を支援する。

(多面的機能を維持及び発揮する農業生産の推進等)

食料等の供給だけでなく、国土の保全、自然環境の保全等の農業や農村の多面的機能を適切に維持及び発揮させるため、中山間地域等での農業生産活動の継続及び自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する。具体的には、中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、適切な農業生産活動の維持により多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正するための施策を引き続き実施する。また、有機農業の取組面積の拡大や化学農薬・化学肥料の使用量の低減、農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現等に向けた施策を推進しており、市町村主体で有機農業の産地化を目指す取組への支援や、化学肥料及び化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い環境保全型の営農活動への支援を実施する。

一方、都市及びその周辺の地域においては、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、災害時の防災空間の確保、やすらぎや農作業体験の場の提供等の都市農業の持つ多様な機能が発揮され、都市住民がその恵みを享受できるよう、都市農業の振興を図る。

(農山漁村における鳥獣被害への対応)

野生鳥獣の増加による農林水産業や生活環境への被害が深刻化、広域化していることから、行政界をまたぐ広域的な捕獲やICT等を活用した効果的、効率的な被害防止対策を推進する。また、新たな捕獲従事者の確保を図るなど、地域で鳥獣被害に携わる者の育成を推進する。加えて、捕獲鳥獣のジビエ（野生鳥獣の肉）等への利活用を促進する。

### 3. 森林・林業・木材産業によるグリーン成長

戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えている中、森林資源の適正な管理・利用、新しい林業 に向けた取組の展開、木材産業の国際競争力と地場競争力の強化、都市等における「第2の森林」づくり、新たな山村価値の創造等に取り組むことで、国産材の安定的かつ持続可能な供給体制の構築を図るとともに、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、社会経済生活の向上とカーボンニュートラル・GXにも寄与するグリーン成長を実現していく。

(森林資源の適正な管理・利用)

人工林資源の「伐って、使って、植える」循環利用を進めつつ、多様で健全な森林づくりを推進することとし、林地生産力が比較的高く、かつ傾斜が緩やかであるなど、林業に適している人工林においては、適正な伐採と再生林の確保を図るとともに、急傾斜など条件の厳しい人工林その他の森林については、自然条件等に応じ、針広混交林化等を図る。また、気候変動に伴う豪雨の増加等に対応するため、森林整備・治山対策によ

り国土強靱化を加速する。

(新しい林業に向けた取組の展開)

林業の生産性や安全性の抜本的な向上を図るため、森林施業や木材の輸送を効率的に行うために必要不可欠な林道等の路網の整備のほか、地籍の整備、高性能林業機械の導入といった取組に加え、エリートツリーや自動化・遠隔操作機械等の開発、レーザ計測等による森林資源情報のデジタル化やICT生産管理システムの導入等を地域一体で行う拠点の創出等を進め、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする新しい林業の実現を目指す。また、林業従事者の生活を支える所得と労働環境の向上を図る取組を促進し、長期にわたる持続的な経営を実現できる林業経営体を育成する。

(木材産業の国際競争力と地場競争力の強化)

競争力の高い輸入材等に対抗するとともに、輸入材リスクにも対応するため、国産材の安定的かつ持続可能な供給体制の構築を図ることとし、路網等の整備や主伐後の再造林の着実な実施など原木の安定供給に向けた取組に加え、大規模な製材・合板工場等における加工流通施設の高効率化等の取組、中小規模の製材工場等における高い単価の地域材製品の生産、細かなニーズに対応した柔軟な製品供給等の取組を推進していく。また、JAS製品の供給・利用や国産材比率の低い分野への利用の促進とともに、人工林資源の高齢級化に伴う原木の大径化にも対応していく。

(都市等における「第2の森林」づくりなど、新たな木材需要の創出)

強度に優れたCLT(直交集成板)や木質耐火部材等の製品・技術の開発・普及、木質バイオマスの発電及び熱利用の推進、改質リグニンなど木質系新素材の開発・普及、建築基準の合理化、地域の工務店による木造住宅の建築や木造の中大規模建築物の建築等に対する支援、住宅生産を担う大工技能者や木造建築物に携わる設計・施工者の育成、木材利用の効果の見える化等を通して、住宅における木材利用を引き続き推進しつつ中高層建築物や非住宅分野の木造化を強力に推進し、炭素貯蔵効果の長期発揮が期待できる木材利用を拡大するとともに、温室効果ガスの排出削減を図り、経済・社会のGXの実現等に貢献する。

### **第3章 文化・スポーツ及び観光に関する基本的な施策**

#### **第1節 観光振興による地域の活性化**

##### **1. 持続可能な観光地域づくり**

観光振興が地域社会・経済に好循環を生み、インバウンド回復と国内交流拡大の双方を支える、持続可能な観光地域づくりを推進する。

##### **2. 消費額拡大・地方誘客促進を重視したインバウンドの推進**

##### **3. 国内交流の拡大**

### **第4章 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラの高質化に関する基本的な施策**

#### **4. 地域交通体系の構築**

地域公共交通について、法制度や予算・税制措置等のあらゆる政策ツールを活用し、

交通 DX・GX の推進や、地域の関係者の連携・協働（共創）を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）を進める。このほか、自家用車利用の安全確保や物流サービスの効率化を含めた総合的な交通政策を推進する。

地域が有する資源や魅力を活かし、生産、物流、観光等の経済活動を支援するため、経済や生活の拠点となる都市間を結ぶ幹線交通ネットワークの強化など、地域の活性化を支援する交通体系の整備に取り組む。

あわせて、中心市街地等のまちなかにおいて、歩行空間の確保、バリアフリー対策等を十分に講ずることにより、人が主役となる交通環境の提供を推進する。

また、集落地域等において、高齢者等の移動制約者のモビリティ、医療機関へのアクセス確保等の生活機能維持のための交通ネットワークの充実、強化を図る。

## **第5章 防災・減災、国土強靱化に関する基本的な施策**

### **第3節 安全な農山漁村の実現**

都市から地方への人の流れを促進するためには、安全・安心な居住環境を実現することが重要である。このため、激甚化・頻発化する自然災害に対して安全性を高め、安心して暮らせる農山漁村を形成する。

農山漁村には、その地形条件等から土砂災害等の危険性が高い箇所が多いため、このような箇所における土砂災害防止施設・治山施設の整備、孤立を防止するネットワークの保全、孤立時における非常用通信設備の整備、より安全な地域への居住等の誘導等を推進する。さらに、流域治水の取組として、農業用ダムの洪水調節機能の強化、「田んぼダム」の取組、農村地域の排水対策等を推進するとともに、森林の適切な保全管理により、中小洪水の緩和や山地災害防止等の国土保全機能を維持、発揮させる。また、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、基幹的農業水利施設、漁港施設等の耐震・耐津波化や波浪対策、老朽化したため池を含む農業水利施設の整備、治山対策等のハード対策を進める。加えて、土砂災害警戒区域等の指定、各種ハザードマップの作成及び周知、避難行動要支援者名簿の活用及び個別避難計画の作成等の警戒避難体制の整備、強化、施設の保全管理体制強化、地域コミュニティの強化等を組み合わせた総合的な対策を推進する。

## **第6章 国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策**

### **第1節 農地等の利用の増進**

農地は国民に農産物を安定的に供給するとともに、美しい農村風景、国土の保全、水源の涵養等の多面的機能を発揮する重要な基盤である。しかし、農地面積の減少、農業者の高齢化等が進行しており、農業生産能力の低下だけでなく、農地の適切な多面的機能の発揮に支障が出る事態が懸念される状況にある。このため、優良農地の確保、荒廃農地の発生防止及び解消等を図るとともに農地、農業用水等の美しい農村景観を形成する地域資源について、良好な状態で保全及び管理が行われるための取組を推進する。



## 1. 農業の担い手への農地集積・集約化と農地の確保

地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集積・集約化に向けた取組を加速化するため、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、その実現に向けて、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地の大区画化、水田の畑地化・汎用化等の農業生産基盤整備と連携を図りながら、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を進める。

また、農業生産利用に向けた政策努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地については、必要に応じ、農地の荒廃化を防止するための放牧や鳥獣緩衝帯といった粗放的な利用等による、計画的な土地利用を推進する。

荒廃農地の発生防止と解消については、農業者が行う荒廃農地を再生利用する取組を推進するとともに、再生利用可能な荒廃農地については、地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構への利用権設定を進める。

さらに、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取組を推進する。

都市農地については、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、災害時の防災空間の確保等の多様な機能が発揮される都市農業の基盤として保全及び活用を図る。この際、都市農地の保全及び活用を通じて地域の住環境の改善や活性化を図る取組など、地域のまちづくりと連携した取組を推進する。

## 2. 地域資源の維持、継承等の推進による多面的機能の発揮の促進

集落において人口減少や高齢化が進行する中で、小規模な農家、兼業農家、高齢者住民等を含め、地域全体でのコミュニティ機能の発揮により、地域の共同活動を通じて営まれる棚田を始めとした農地等の地域資源の維持及び継承並びに住みやすい生活環境の整備を推進し、将来にわたって多面的機能の適切な維持及び発揮を図る。

具体的には、担い手への農地集積・集約化による農業生産の効率化を後押しするため、地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の地域資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動を支援する。

加えて、中山間地域等の条件不利地域では、粗放的利用も含めた最適な土地利用を推進しつつ、デジタル技術の活用、農業と他分野の連携による取組等を通じ、複数の地域で支えあい、地域資源の維持や集落機能を補完する体制の構築を推進する。

また、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、条件不利地域における適切な農業生産活動の維持を通じた多面的機能の確保を図る。

## 第2節 次世代に引き継ぐ多様で健全な森林

国民生活に様々な恩恵をもたらす森林の多面的機能を持続的かつ適切に発揮させていくためには、将来にわたり、多様で健全な森林を適切に整備及び保全していかなければならない。

また、林業・木材産業は、就業機会の創出や定住促進等を通じて、地方の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である。林業生産活動を長年にわたり持続的に

行うことにより、森林整備が適切になされ、空間的にも時間的にも多様な森林が形成される。そのような森林から生産された木材を利用することは、森林整備の促進のみならず、CO2の排出抑制及び炭素の貯蔵を通じて、循環型社会の実現に寄与し、ひいては「森の国」づくりにつながる。

## 1. 多様で健全な森林の整備及び保全の推進

森林の有する多面的機能が適切に発揮されるよう、森林の現況、自然条件及び地域ニーズを踏まえながら、森林の整備及び保全を進める。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、森林経営計画や森林経営管理制度に基づく経営管理権集積計画の作成等による森林の経営管理の集積・集約化を進めるとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、企業等の多様な主体による整備及び保全についても促進する。

森林整備の担い手については、「緑の雇用」事業の開始以前と比べ新規就業者が増加しているものの、従事者の総数は減少傾向にあることから、新規就業者の確保や定着に向け、労働環境の改善や労働安全対策の強化等の取組を推進する。

森林の持つ水源の涵養、土砂流出・崩壊の防備等の公益的機能は、国民が安全で安心な暮らしを送るため、着実にその機能を発揮させる必要がある。このため、森林整備を着実に実施するとともに、保安林の適切な指定及び管理、治山施設の整備等を推進する。さらに、集中豪雨、地震等による山地災害等の防止及び軽減のため、荒廃山地や荒廃危険山地の復旧整備、海岸防災林の整備、砂防事業と連携した流木対策等を推進する。

また、近年、野生鳥獣の生息域の拡大等を背景として、再造林地でのニホンジカの食害等の森林被害が深刻化しており、森林整備と一体となった防護柵等の被害防止施設の整備、新たな防除技術の開発等を進める。

さらに、花粉症対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林への転換を図るため、スギ人工林等の伐採・利用、花粉の少ない苗木への植替えや花粉の発生を抑える技術の実用化等を推進する。

国土面積の約2割を占め、我が国の奥地脊梁山地等に広がる国有林野については、国土の保全、水源の涵養等の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしていることから、国自らが公益重視の管理経営の一層の推進を図るとともに、森林・林業施策全体の推進に貢献していくため、林業の低コスト化等に向けた技術の開発、普及等の取組を推進する。

## 2. 国民参加の森林づくりと木材利用に対する理解の醸成

多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進に向けては、企業・NPO等のネットワーク化、全国植樹祭等の緑化行事の開催を通じた普及啓発活動の促進に努めるとともに、民間投資や「緑の募金」による森林づくりを後押しする。また、国有林におけるフィールドや情報の提供、技術指導等を推進する。

木の良さや国産材利用の意義についての情報発信や木育等の普及啓発を通じて、国民の理解を一層醸成することにより、国産材の需要拡大につなげる「木づかい運動」を展開する。

さらに、合法的に伐採された木材・木材製品（合法伐採木材等）を消費者・実需者が選択できるよう、クリーンウッド法に基づく制度の普及等を促進しつつ、合法伐採木材等の流通量を増加させる。

## **第7章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策**

### **第5節 美しい景観、魅力ある空間の保全、創出と活用**

#### **1. 持続可能な国土管理を通じた美しい景観の形成**

美しい景観は、森や田畑、川や海、村やまち等のランドスケープ<sup>224</sup>が、良好に維持、管理され、それぞれの機能を健全に発揮する中で実現されるものである。我が国の多様で美しい地域のランドスケープは、地域の特色を踏まえた人と自然との関わりを通じて、長い年月をかけて形成されてきたが、開発の中で多くが失われ、さらに、本格的な人口減少時代を迎える中で、農林水産活動など人々の営みにより維持、管理されてきた里地・里山・里海等の荒廃が問題となっている。

これらの地域では、人と自然との良好な関係が損なわれ、荒廃農地、鳥獣被害による植生の変化、放棄竹林の拡大等とともに、地域の伝統や文化も失われる傾向にある。

このため、農地、森林等の適切な保全及び整備など、持続可能な国土管理に向けた努力を続けるとともに、これを支える地域の生活環境の整備、地域資源を活用した産業の活性化等による魅力ある仕事の創出等の取組を進める。特に、人々の暮らし方や働き方の変化を踏まえ、里地・里山等における自然資源を活用した新ビジネスの創出や自然体験・教育を進める。また、土地の所有者による良好な管理を基本としつつ、あわせて、公的支援、地域内外の様々な主体が参加する国土の国民的経営の推進等により、人の活動と自然環境との適切な関係の再構築を図り、持続可能な国土管理を通じた美しいランドスケープを形成する。

#### **3. 美しい景観の活用による地域の活性化**

美しい景観は、単にその保全及び再生を図るのみならず、これを活用して地域の活性化につなげる取組が重要である。例えば、伝統建築による古民家の保全及び再生は、地域の景観の維持及び向上において重要な意義を有するとともに、これを観光客向けの宿泊施設として、あるいは移住者又は二地域居住者向けの住宅として活用することにより、地域外からの資金の獲得、地域内の経済循環等を通じた地域の活性化につなげる。また、屋敷林、散居村等の伝統的な農山漁村の生活文化を保全、活用し、観光産業と位置付け、地域の活性化につなげる。これは、歴史的・自然的な文化財等についても広く当てはまることである。また、近年は、工場夜景、産業遺産等が魅力ある景観として認識されるなど、新たな景観の価値を見いだす動きもあることから、このような魅力ある景観を通じた地域の活性化を図る。

こうした取組によって、美しい景観の維持及び向上に加えて、観光客、移住者及び二地域居住者の増加、地域の伝統や文化の継承、技能者の育成、就業の場の拡大、木材等の資材の地産地消等の多面的な効果が期待できる。その際、観光、住宅、教育、雇用、産業、文化など、複合的な観点から、地域内外の関係者が一体となった地域の取組を推進する。